
プロジェクト

項目

第 31 回サステナビリティ基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 31 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 2 月 19 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。審議事項の番号は、第 31 回サステナビリティ基準委員会における資料番号を示している。

聞かれた意見

IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発に対する意見

「暫定合意のための意思確認」に対する意見（審議事項 A1-2 関連）

（『ガイダンスの情報源』における SASB スタンダード等の取扱い）に関する意見）

2. SASB スタンダードを「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とする案 B 及び案 C は、SASB スタンダードの取扱いが IFRS S1 号と異なる。当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）の適用が要請される企業の範囲が、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム市場上場企業又はその一部）を想定するものであるとすると、SASB スタンダードの取扱いが IFRS S1 号と異なることによって、当委員会の運営方針に掲げている「国際的に整合性のある基準開発」という観点にどのような影響を与えるか、十分に理解したうえで意思確認を行うことが重要であると考えられる。
3. 「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「産業別ガイダンス」という。）は、SASB スタンダードのうち、気候に関連すると国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が判断した部分を抜き出したものとなっている。SASB スタンダードと「産業別ガイダンス」の両方を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源と定めることとした場合は、「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）において、「SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とまとめて記載することも考えられる。

（「スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準」に関する意見）

4. 特段の意見は聞かれなかった。

（「温室効果ガス排出量の表示単位」に関する意見）

5. 温室効果ガス排出量の合計値について、端数処理後の各排出量を合計し表示することが考えられると説明されているが、この方法によった場合の合計値は、端数処理前の排出量の合計値を端数処理した結果と異なる可能性がある。例えば、現在の有価証券報告書の作成実務において、企業によっては、端数処理前の数値の合計値を端数処理している場合がある。温室効果ガス排出量の合計値を、可能な限り端数処理前の排出量の合計値と近似させるニーズも考えられ、端数処理後の排出量を合計することを必ずしも求める必要はないと考えられる。
6. スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量について、メートル・トン、キロ・トン、メガ・トン又はギガ・トンのうち、いずれか同じ単位で表示することを提案しているが、排出量が最も多いスコープの単位にあわせるのか、排出量が最も少ないスコープの単位にあわせるのかを明確にすべきである。
7. サステナビリティ関連財務開示においては、温室効果ガス排出量以外の指標（例えば、大気汚染物質の排出量、消費したエネルギー量）についても開示される場合があり、メートル・トン以外の単位で表示されるものもあると考えられる。提案されている表示単位に関する定めは、温室効果ガス排出量以外の指標にも適用されるのかどうかを明確にすべきである。
8. 法域の当局又は取引所が「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHG プロトコル（2004年）」という。）とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法の中で表示単位が定められているときは、当該方法で定められた表示単位に従った報告値をそのまま用いることを認め、その旨を「気候関連開示基準」の結論の背景において定めることが考えられると説明されているが、結論の背景における説明は、提案されている表示単位に関する定めとの関係性を理解できるように記載すべきである。

（「産業横断的指標等の取扱い」に関する意見）

9. 案Bは、「資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ」又は「資産又は事業活動の

規模に関する定量又は定性情報」のいずれかを開示することを要求事項として両者に優先順位をつけずに定めるという案だが、「資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ」を開示できない場合にのみ、「資産又は事業活動の規模に関する定量又は定性情報」の開示を容認する定めとすべきである。

10. 案Bの「資産又は事業活動の規模に関する定量又は定性情報」の表現について、IFRS S2号では定量的情報を要求しているため、定性的情報を明示的に示すことは適切ではないと考えられる。したがって、「定量又は定性」の部分は削除してはどうか。
11. 案B又は案Cを採用した場合、IFRS S2号の要求事項と「気候関連開示基準」の定めとの間に差異が生じることとなる。この場合、当委員会の運営方針で掲げている「国際的に整合性のある基準開発」という観点にどのような影響を与える可能性があるか検討すべきである。
12. 気候関連の移行リスク又は物理的リスクに対して「脆弱な資産又は事業活動」及び気候関連の機会と「整合した資産又は事業活動」に該当するかどうかを判断する規準が明確ではない現在の状況においては、企業がどのような開示を行えばIFRS S2号に従ったことになるのか不明確である。「気候関連開示基準」においては、案Cのように経過措置を設けたうえで、世界的な開示の状況を踏まえ、検討を行うことが現実的と考えられる。
13. 別紙2で示されている、産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会並びに資本投下）の補足文書案に記載されている指標の例示は、IFRS S2号に付属する例示的ガイダンスの内容を引用したものとの理解であるが、報告企業の一部の事業にのみ焦点を当てたものが多い。定量的情報である「資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ」の開示を行う場合、報告企業全体に関する数値を開示しなければならないのか、又は報告企業の一部の事業に関する数値を開示することも認められるのか、明確にすべきである。
14. 産業横断的指標等の定量的情報として開示する情報の中には、いわゆる「法人関係情報」（例えば、上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる情報等（「金融商品取引業等に関する内閣府令」第1条第4項第14号より一部抜粋）に該当する情報が含まれる場合もあると考えられる。利用者は、当該情報を「法人関係情報」として管理しなければならない可能性が考えられるため、利用者に対して留意事項として注意喚起することが考えられる。

（「国家の安全保障を脅かす可能性のある情報」に関する意見）

15. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報を開示することは、多くの場合において、各法域の法律により禁止されているため、当該定めが適用される状況は極めて稀な場合であると考えられるものの、当該定めが乱用されることへの懸念については、「適用基準」の結論の背景において十分に説明すべきである。

「発効日」に対する意見（審議事項 A1-3 関連）**（「確定基準公表日以後終了する年次報告期間から適用することができる」に関する意見）**

16. 当委員会が 2023 年 12 月に公表した「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「開発計画」という。）の中で、SSBJ 基準の公表時期について、遅くとも 2025 年 3 月 31 日までに確定基準を公表し、その「確定基準公表日以後開始する年次報告期間」から適用可能となる予定であると説明されているため、例えば、3 月決算企業は、2026 年 3 月期から適用できるとの想定であった。この点について、今回の事務局の提案では、「確定基準公表日以後終了する年次報告期間」から SSBJ 基準の適用が可能となっているが、開発計画の想定から変更したのかどうか、また、2025 年 3 月 31 日に確定基準が公表された場合、3 月決算企業は 2025 年 3 月期から適用可能かどうかを明確にすべきである。
17. 「確定基準公表日以後終了する年次報告期間」から適用を認めるとすると、2025 年 3 月までに確定基準が公表された場合、3 月決算企業は 2025 年 3 月期から SSBJ 基準を適用できることになると考えられる。仮に確定基準の内容が公開草案から大幅に変更された場合、そのような企業の実務への影響が大きいと考えられる。また、そういった影響を念頭に置くと、当委員会における再審議において、公開草案からの変更を躊躇する要因となる可能性も否定できない。そのため、「確定基準公表日以後開始する年次報告期間」から適用を認めてはどうか。
18. 「確定基準公表日以後開始する年次報告期間」から適用を認める場合、例えば、12 月決算企業は、2025 年 12 月期には SSBJ 基準を適用できず、2026 年 12 月期から適用することとなり、確定基準公表から相当程度の期間が経過することになるため、「確定基準公表日以後終了する年次報告期間」から適用を認めることが適切であると考えられる。

(その他の意見)

19. 今回の事務局の提案では、「適用基準」、「一般開示基準」及び「気候関連開示基準」のすべてを同時に適用しなければならないとの理解である。今後新たなテーマ別基準が開発された場合、当該テーマに関連するリスク及び機会に関して開示すべき重要性がある情報がないと企業が判断することが考えられる。テーマ別基準を適用したうえで、開示すべき重要性がある情報がないという場合でも SSBJ 基準に準拠している旨を表明できると考えられ、その点を明確化することも考えられる。
20. 気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会について、「適用基準」及び「一般開示基準」を適用した結果、具体的に開示すべき情報がない場合は、気候関連以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示がなくとも SSBJ 基準に準拠している旨を表明できると考えられ、その点を明確化することも考えられる。
21. ユニバーサル基準である「適用基準」とは異なり、「一般開示基準」はテーマ別基準であり、「一般開示基準」の適用が「気候関連開示基準」の適用の前提となるわけではないとの理解である。「一般開示基準」と「気候関連開示基準」を同時に適用することを要求するのであれば、その意図を明確化することも考えられる。
22. 経過措置があることにより SSBJ 基準を早いタイミングで適用することを検討する企業もあると考えられ、可能な限り早い時期から企業が SSBJ 基準を適用することを促進するためには、経過措置を拡充することも考えられる。

「経過措置」に対する意見（審議事項 A1-4 関連）

23. 「適用基準」において、一定の要件をすべて満たす場合には、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表を同時に報告しないことを認める定めを置くことを検討しており、この点を理由として、IFRS S1 号における同時報告を免除する経過措置を取り入れないことが提案されている。しかしながら、「適用基準」における当該定めがあっても、SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間が、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求する法令に従った強制適用時期である場合は、適用可能な経過措置がなく、同時報告が求められると考えられる。SSBJ 基準における他の経過措置は、強制適用時期であっても適用できるため、経過措置の定めの間でバランスを欠くとも考えられることから、IFRS S1 号における同時報告に関する経過措置を取り入れてはどうか。

24. 提案されている経過措置は、SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ適用可能なものが多い。3月決算企業が2025年3月期からSSBJ基準を適用した場合、2025年3月期にはそのような経過措置が適用できる一方で、2026年3月期にはそのような経過措置が適用できない。確定基準公表直後の2025年3月期からSSBJ基準を適用する場合には、翌年度の年次報告期間である2026年3月期にも経過措置を適用可能としてはどうか。
25. 「SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間」について、SSBJ 基準に準拠している旨を表明した最初の年次報告期間が該当するのか、又は準拠表明を行わない場合も該当するのか、明確化することが考えられる。
26. 「気候関連開示基準」において、当該基準を適用する最初の年次報告期間において、その直前の年次報告期間において「GHG プロトコル（2004年）」以外の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる経過措置を定めることを検討しているが、このような経過措置については、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求する法令に従った結果としてではなく、任意でSSBJ 基準に従った開示を行う場合には、当面の間、適用可能とすることも考えられる。ただし、その場合であっても、開示される情報の比較可能性や品質の課題には留意すべきである。

(文案)

27. 例えば、「気候関連開示基準」を適用する最初の年次報告期間において、スコープ3温室効果ガス排出を開示しないことができる経過措置を適用した場合、その後の報告期間において比較情報として情報を開示するにあたり、当該経過措置を適用することができる旨が提案されているが、この意図が分かりづらい。当該経過措置を適用し、開示しなかった情報については、翌年度以降の年次報告期間における比較情報についても、引き続き開示しないことができる旨を明確化してはどうか。
28. SSBJ 基準に従って有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示を行うことが強制される時期について、今後法令上の手当てがなされる際に、当該法令で経過措置を適用しない旨が規定される場合も考えられるため、例えば「ただし、法令で定める場合にはその限りではない」といったただし書きを追加してはどうか。
29. 「気候関連開示基準」を適用する最初の年次報告期間において、スコープ3温室効果ガス排出を開示しないことができる経過措置を適用した場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報についても開示しないことができるという経過措置が提案されているが、スコープ3温室効果ガス排出を開示しないことができ

る経過措置を適用することが、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報についても開示しないことができる経過措置を適用するための条件であるように読める。IFRS S2号の定めと整合的に、例えば「本基準を適用する最初の年次報告期間において、スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む。）を開示しないことができる」としてはどうか。

『「サステナビリティ開示基準の適用」の文案』に対する意見（審議事項 A1-5 関連）

（「サステナビリティ開示基準の構成」に関する意見）

30. 「IFRS サステナビリティ開示基準」の定義について、今後 IFRS S1 号又は IFRS S2 号が改正された場合に、改正後の IFRS S1 号又は IFRS S2 号がこの「IFRS サステナビリティ開示基準」に含まれるかどうか、また、含まれる場合はいつから含まれるのかを明確化すべきである。
31. 有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性として「関連性」という用語を用いているが、SSBJ 基準において「サステナビリティ関連財務情報」や「関連する財務諸表」など、「関連」という単語を用いている用語が他にも多くあり、意味を混同する可能性があるため、他の用語を検討してはどうか。
32. 当委員会が公表する文書で SSBJ 基準に含まれないもの（補足文書など）について、「適用する必要はない」と表現されているが、表現が強いように見えるため、例えば「必ずしも適用する必要はない」としてはどうか。

なお、SSBJ 基準に準拠している旨を表明するために適用しなければならない文書の範囲を説明する意図で記載しているのであれば、その旨を明確にしたうえで、「準拠表明」のセクションに記載することも考えられる。

（「ガイダンスの情報源」に関する意見）

33. ガイダンスの情報源について、SSBJ 基準に加え、ISSB が公表する「IFRS サステナビリティ開示基準」を参照し、その適用可能性を考慮することを要求しているが、これにより、企業は SSBJ 基準と「IFRS サステナビリティ開示基準」の両方を参照しなければならない結果となり、実務負担が過大になる懸念があるため、「IFRS サステナビリティ開示基準」を参照し、その適用可能性を考慮することを要求すべきかどうか再度検討してはどうか。
34. 参照し、その適用可能性を考慮することを要求している「付属するガイダンス」と、「産業別ガイダンス」との関係性が分かりづらいため、この「付属するガイダンス」

が何を指すのかを明確化してはどうか。

（「誤謬」に関する意見）

35. 重要性がある過去の報告期間の誤謬について、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正する定めにおいて、「過去の誤謬の解消ができない場合」という表現があるが、例えば、「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することが認められていない場合」とすることにより、企業の能力等の問題ではなく、法令の規定により「できない」ことを意味している旨を明確化すべきである。

（その他の意見）

36. 国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に関する結論の背景において、どのような情報が国家の安全保障を脅かす可能性のある情報に該当するのかについての判断を企業に委ねることとした旨が説明されているが、これとあわせて、当該判断の理由の開示を要求している旨を記載してはどうか。
37. つながりのある情報について、結論の背景において例示が提供されており、それぞれの例示において、2つの情報の間の関係を「つながりのある情報として描写する」と説明されている。この説明は、2つの情報がつながりのある情報である旨を開示するという誤解を与える可能性があるため、例えば、「つながりのある形で表現する」としてはどうか。
38. 結論の背景において、サステナビリティ関連のリスク及び機会と企業が依存する資源との間の相互作用の例が説明されており、その説明において「資源の品質、利用可能性及び入手可能性」という表現が用いられている。「品質」という用語は、一般的に製品の質を指すため、天然資源の文脈においては「質」という用語に修正してはどうか。また、ここでの「入手可能性」という用語は、IFRS S1号で用いられている「affordability」の訳語に相当する部分であるが、この用語は価格等も踏まえての利用可能性を指すことが多いと考えられるため、例えば「価格等を反映した入手可能性」など、価格に関するニュアンスを含めてはどうか。
39. 同時の報告に関する結論の背景において、SSBJ 基準を開発する際に念頭に置くサステナビリティ関連財務開示が説明されているが、「有価証券報告書において提供されるサステナビリティ関連財務開示を念頭に置いている。」と文章を区切り、そ

の旨を明確に伝えるべきである。

40. 集約及び分解に関する結論の背景において、「情報を集約することにより重要性がある情報が不明瞭になる場合、情報を集約してはならず、また、情報項目が共有する特性を有している場合は集約しなければならないものの、共有する特性を有していない場合は集約してはならない」という記述を削除しているが、この記述自体は有用であるため、削除しなくてもよいのではないか。

『「一般開示基準」の文案』に対する意見（審議事項 A1-6 関連）

41. 「一般開示基準」の目的に関する定めと「気候関連開示基準」の目的に関する定めは、整合させた方がよいのではないか。このため、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならない」旨及び「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得ないサステナビリティ関連のリスク及び機会については、開示する必要はない」旨を、「一般開示基準」の目的でも定めてはどうか。
42. IFRS S1 号の結論の根拠では、コア・コンテンツの開示において情報を繰り返す必要はなく、適切な場合には情報を統合することを容認している旨が説明されている。「一般開示基準」にも同様の説明を行い、サステナビリティ関連財務開示の中でセクションを分けて 1 つ 1 つ情報を記載していくような開示を避けることが考えられる。
43. 経過措置について、SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間において、「気候関連開示基準」に準拠して気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示できる定めを適用した場合、「気候関連のリスク及び機会についての情報の開示に関する限りにおいて、本基準の定めを適用しなければならない。」とあるが、この記述は削除してはどうか。

『「気候関連開示基準」の文案』に対する意見（審議事項 A2-1 関連）

（「CO₂相当量」に関する意見）

44. 「CO₂相当量」の用語の定義について、「温室効果ガスの地球温暖化係数を示すための普遍的な測定単位」とあり、係数を示すための測定単位であると説明しているが、本来「CO₂相当量」は CO₂ 換算した温室効果ガス排出量の測定単位であり、「気候関連開示基準」でもその意味で用いられている。そのため、例えば「それぞれの種類の温室効果ガスの地球温暖化効果を示すために、CO₂の地球温暖化係数を 1 単位と

して換算して表した、温室効果ガス排出量に関する測定単位」といった定義に修正してはどうか。

45. 「CO₂ 相当量」の用語について、測定対象となっている温室効果ガス排出の量そのものではなく、その測定単位を意味しているため、「CO₂ 相当」又は「CO₂ 換算」とすべきである。
46. CO₂ 相当量に「変換する」という表現が用いられているが、一般的には「換算する」という表現が用いられることが多いため、修正すべきである。
47. 「CO₂ 相当」の用語について、一般的には「CO₂ 換算」という表現が用いられることが多いため、「気候関連開示基準」において「CO₂ 相当」又は「CO₂ 相当量」の表現を用いるのであれば、その内容を正確に理解できるように説明すべきである。
48. 「CO₂ 相当量」を含む用語及び数値の定義について、我が国における統一的な定義を設け、可能な限り、周辺制度も含めてその定義に合わせていくことが重要である。例えば、新たに金融庁で立ち上げられる予定である「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（仮称）」とも平仄を合わせて検討していく必要があると考える。

（『カーボン・クレジット』の用語の定義）に関する意見）

49. 「カーボン・クレジット」の用語の定義において、「カーボン・クレジット・プログラム」という表現が用いられているが、この表現では特定のプログラムの名称として固有名詞であると解釈される可能性があるため、修正してはどうか。
50. 「カーボン・クレジット」の用語の定義を説明するために「カーボン・クレジット・プログラム」という表現が用いられており、説明が循環しているように見えるため、修正すべきである。
51. 「カーボン・クレジット」の用語の定義において、「温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位」という表現が用いられているが、IFRS S2 号の「carbon credit」の用語と同じ意味で用いるのであれば、「温室効果ガスの排出削減又は除去に相当する排出単位」としてはどうか。

（「スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出の開示」に関する意見）

52. スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出を、報告企業に關す

るものとその他の投資先に関するものとに分解して開示する定めについて、関連する結論の背景の記述を見ると、報告企業が開示する温室効果ガス排出の範囲を決定する方法として「持分割合アプローチ」を用いた場合にのみ適用されるように読めるが、そうであるならばその旨を明確化してはどうか。

53. スコープ 2 温室効果ガス排出に関する定めにおいて、「スコープ 2 温室効果ガス排出を理解するうえで必要な契約証書を企業が有している場合、当該契約証書に関する情報」と表現されているが、対応する IFRS S2 号の要求事項では、「スコープ 2 温室効果ガス排出を理解するうえで必要な」の部分は、「契約証書」ではなく「情報」を修飾している。「気候関連開示基準」において同じ意味で記載するのであれば、その意味が伝わるよう修正すべきである。

(「スコープ 3 温室効果ガス排出の開示（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）」に関する意見)

54. ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報に関する結論の背景において、商業銀行の活動に関して、「リスクを軽減するための取組みの影響が反映されている場合」とは、低炭素経済への移行に伴う信用リスクから融資を保護するために用いられるあらゆる手段が含まれると考えられる、と説明されているが、この「低炭素経済への移行に伴う」の記載は削除してはどうか。
55. ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる経過措置に関する結論の背景において、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な開示を行わない場合であっても、「適用基準」の定めによりファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない場合がある、と説明されているが、「気候関連開示基準」における経過措置と「適用基準」における追加的な情報の開示の定めとの関係が分かりづらいため、修正してはどうか。
56. 結論の背景において、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリに関して、カテゴリ別に重要性を判断するという任意の定めを置くべき理由として聞かれた意見が記載されているが、ここに追加して「重要性がある気候関連のリスク及び機会が集中しているカテゴリに企業の資源をより多く費やすことを選択することが可能となり、その結果として、主要な利用者の意思決定に関連する情報をより提供できる可能性がある」旨を追加してほしい。

（「温室効果ガス排出目標」に関する意見）

57. 温室効果ガス排出目標の定めにおいて、「総量目標」及び「純量目標」という用語を用いているが、「純量目標」という用語は一般的ではないため、「ネット温室効果ガス排出目標」に修正することも考えられる。
58. IFRS S2 号において、温室効果ガス排出の「純量」は、温室効果ガス排出の総量から計画されているオフセットを差し引いたものと説明されており、「気候関連開示基準」の結論の背景でもその旨が説明されているが、一般的に「純量」といった場合、森林等による吸収量も差し引いたものを指すことが多い。この取扱いの相違については、結論の背景等において説明すべきである。
59. 気候関連の目標に関する定めにおいて、「絶対値目標」は「測定値の総額又は測定値の総額の変化として表されるもの」と説明されているが、測定値には温室効果ガス排出量等も含まれるため、「総額」という表現は修正すべきである。
60. 気候関連の目標に関する定めにおいて、「原単位目標」は「ビジネス指標に対する測定値の比率、又は当該指標に対する測定値の比率の変化」と説明されているが、一般的には事業活動における産業の活動量当たりの排出量などを指すことが多いため、修正してはどうか。

（その他の意見）

61. 「適用基準」において、企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告期間が関連する財務諸表の報告期間と異なる場合、一定の要件に基づいて、当該指標の報告期間を用いて当該指標について報告することができる定めが設けられている。この定めを適用した場合であっても、可能な限り両者の報告期間を一致させるために、我が国の制度のあり方に対する意見を当委員会から発信することは有意義であると考えられる。

「『コメントの募集及び本公開草案の概要』の文案」に対する意見**（審議事項 A1-7 関連）**

62. 本公開草案は当委員会が公表する最初のサステナビリティ開示基準であること、比較的分量が多いこと、並びに、コメント期間が企業の決算時期及び株主総会開催時期と重なることを考慮すると、コメント募集期間を4か月程度とすることに賛成である。

63. 当委員会が公表する「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」において、確定基準の目標公表時期を遅くとも 2025 年 3 月 31 日までとしていることを考慮すると、コメント募集期間はこれ以上長くすべきではない。
64. 当委員会の審議の過程で意見が分かれた項目については、寄せられるコメントにおいても意見が分かれることが想定されるため、最終基準に向けての検討プロセスを事前に明確化し理解しておく必要がある。
65. 公開草案における定めของแต่ละが対応する IFRS S1 号又は IFRS S2 号の項番号が分かるようにすることを検討してはどうか。
66. 企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告期間が関連する財務諸表の報告期間と異なる場合、及び、温室効果ガス排出に関する開示を行うための温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の報告期間が報告企業の報告期間と異なる場合には、一定の要件を満たすことにより異なる報告期間に基づいて指標を報告することができる定めが「適用基準」及び「気候関連開示基準」にそれぞれ設けられているが、この定め of 適切性についての個別の質問を追加してはどうか。
67. 「質問 10 (その他)」についてのコメントは、提出するにあたり、当該コメントが関連する公開草案の場所が分かるような記載を求めてはどうか。
68. 過去の会計基準に関する公開協議においてコメントを提出していなかった関係者も含め、さまざまな関係者からコメントが寄せられることが想定されるため、全体の構成はより明確で分かりやすいものとすべきである。例えば、目次や項番号を追加したり、「BC」などの略語の説明を追加したり、質問を先に記載したうえで背景や議論の内容を説明する順番としたりすることが考えられる。

以 上